

## 議 事 録

会議名	寒川町国民健康保険運営協議会第4回会議		
開催日時	平成25年11月21日（木）午後1時から午後3時00分		
開催場所	東分庁舎第1会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	出席者：（委員）熊澤委員、羽廣委員、菊地委員、木島委員、井上委員、細川委員、黒澤委員、早乙女委員 （事務局）佐野部長、福岡課長、三橋主査、磯崎主査、山本主事 欠席者：玉井委員 傍聴者：なし		
議 題	1 応能応益割合について		
決定事項	議題1 資産割廃止について一度の改正で応能応益割合を50:50に変更することに決定		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>会 長：本日の議事録承認について木島委員にお願いします。 議題1の前に事務局より報告事項をお願いします。</p> <p>事務局：まず、前回第3回会議での要望事項について。 9月補正の平成24年度決算に伴う繰越金の処分について、その他繰入金的一般会計への返納額1億3千万円を未収金部分の4千4百万円のみとし、残りの8千6百万円を国保財政調整基金へ積み立て、被保険者に還元すべきであるということ。 また、町単独事業による国庫支出金の減額部分についても一般会計繰入金として要望すべきということ。 この2点について、決算特別委員会にて議論され、補正予算は要望通り補正額を修正し承認。 また、平成26年度予算において、町単独事業における影響分を一般会計から繰入する形で要求しています。 次に、過払い金取立訴訟の結果について。 9月10日横浜地方裁判所において判決があり、内容は寒川町の請求が認められ、被告に過払い金とその利息及び訴訟費用を支払うように、というものでした。 控訴はされず、被告より9月25日に取立額約1,037千円</p>		

の入金がありました。

この内約173千円を弁護士へ成功報酬として支払い、残りを差押え保険料へ526千円、延滞金へ147千円充当し、さらに滞納が発生していたため、差押えし191千円充当し全額の処分となりました。

会 長：この報告について何か質問ありますか。

委 員：繰越金の処分について、議会で修正承認いただきありがとうございました。

会 長：では議題の応能応益割合について、事務局から経過を含め、考え方の説明をお願いします。

事務局：【資産割賦課の廃止】について説明

会 長：資産割廃止に合わせて案分率の変更を考えて行く中、被保険者の公平性を考え、最終的に応能応益割を50:50にしていきたいという案について、皆さんのご意見はありますか。

委 員：平成26年度制度改正の動きが影響すると思うが。

事務局：今後の医療制度改革について説明

委 員：応能応益割合の標準となる割合に置き換えておけば、大きな制度改正があっても影響は少ないのではないかと考える。

委 員：今まで2段階方式で行う議論をしてきたが、制度改正を考えると平均的なモデルで理解を得ていくべき。

委 員：やはり、1回で標準に近づけた方がいいと思う。

委 員：寒川町は、県下で医療費支出は平均なのに保険料が高いのはどうしてかを考えると、応能応益割合のアンバランスが原因と思う。標準に持って行くべき。

委 員：26年度改正による保険料軽減の拡大はどのくらいか。

事務局：今日現在、5割軽減が310世帯、2割軽減が948世帯。拡大することにより、5割軽減が733世帯、2割軽減が1,024世帯に増え、差分539世帯が増えます。

委 員：限度額の引き上げは、中間所得層の負担減になる。今までの議論の中で応能応益割を50:50にした場合、中間所得層に影響出るという結論を出してきたが、26年度の改正である軽減拡大、限度額の引き上げにより激変は緩和されるのではないか。

事務局：いずれにしる、資産割の8%をなくすことは、被保険者全員で負担することになる。制度として公平性が保たれ、被保険者に理解を得られる形が良い。

委員：そもそも、資産は持っていてても所得が無く、保険料が払えない被保険者を、資産割廃止することで解決していかうと検討してきた。その上で応能応益割合は、どの数字が一番良いのか。

事務局：資産割廃止のシミュレーションについて説明。

委員：応能応益割合を50:50にして、被保険者が払える保険料になるのかはシミュレーションしても難しい問題である。昔は70:30だったが、応能割合が下がると被保険者負担が増えると思う。

事務局：県内では60:40～50:50がほとんどで、70:30の保険者も50:50を目指し現在3年ごとに見直しを進めている。

委員：収納率にどう影響するか。保険料が払えず保険証が出ていない患者が重症化するケースもある。影響を見ながら段階的にやるべき。

委員：50:50に近い時と、70:30の時との収入の違いは。

事務局：70:30の時代はかなり昔で、世の中の考え方自体が違っているのではないかと考える。単純に収納率との比較はできないと考えます。

委員：応能応益割変更による収納率の変化は。

事務局：他市町村との話の中で、資産割廃止による収納率の影響があったとは聞いていない。

委員：応能応益割変更により収納率が下がることがあるか、審議する上で確認すべきと思う。

会長：そもそも今収納率が悪いのが、低所得で資産割があることに原因があるのならば、廃止の方向に動いているのは良いことと思う。あとは低所得者に対してどの形が良いのかを議論すればいい。

委員：シミュレーションの中で、⑥も⑦も違いは少ない。段階的にしなくても、収納率への影響もないのではないかと。

会長：変更を1度で行うのか、2度に分けて段階的に行うのかについてご意見は。

委員：段階的にやる説明がつかない。1度にやるべき。

会長：最終的に応能応益割合を50:50にするために、⑤→⑥でやるのか、いきなり⑥にするのか。

	<p>委員：目標が資産割を0にすることであれば、1度にすべき。</p> <p>委員：27年度に1回でやるべき。</p> <p>委員：制度改正もあるため、2度に分けると混乱する。</p> <p>委員：医療費抑制が叫ばれ、保険料が高くて払えず資格証が交付される状況を考え、慎重に段階的に行うべき。</p> <p>委員：国の制度改正を考えると、シミュレーションより大きな差はなくなりそうなので、1回がいいかと。</p> <p>事務量も作業を考えると1回がいいのかと。</p> <p>事務局：事務局としては、率が変われば広報、条例改正、賦課作業を行います。被保険者の反響が1回なのか2回あるのかということも議論していただきたい。</p> <p>委員：段階を踏むとすれば、いつまではこの率、ここからは変更後の率と広報していくことになる。</p> <p>併せて制度改正の広報も必要になる。</p> <p>会長：条例改正は、附則に時限措置を載せる、広報も段階的な記載をする。受け止める側はどうか。</p> <p>事務局：平成30年に大きな制度改正があるので、27.28年度で改正していかないと間に合わない。</p> <p>いろんなご意見いただきましたが、段階的に改正するのなら、その数字を選んだ根拠も必要になる。反響に対する対応も多くなると思う。</p> <p>会長：それでは、当協議会の判断として、1度に50:50の⑥に改正することとし、最終的に理事者へ報告とします。</p> <p>事務局：昨年 の 審 議 事 項 の 報 告 に つ い て 説 明</p> <p>会長：審議事項の報告については前もって、委員の皆さんに示してからとします。</p> <p>事務局：2月中に最後の協議会を開催し、最終的に決めたい。</p> <p>その前に案を皆様にお送りします。</p> <p>会長：次回の日程は、平成26年2月14日（金）午後1時～とします。</p> <p>これで第4回国民健康保険運営協議会を終わります。</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産割賦課廃止（事務局素案）</li> <li>・資産割廃止によるシミュレーション</li> </ul>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>早乙女 昭                      木島 武俊</p> <p style="text-align: right;">（平成25年12月3日確定）</p>